

(2) 「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 学校の設置認可</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次の<u>ア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる</u>場合に限り、<u>借用</u>とすることができる。</p> <p><u>ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。</u></p> <p><u>イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p>	<p>第1 学校の設置認可</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次の<u>基準を満たす場合に限り、借地を校地及び運動場とすることができる。</u></p> <p><u>ア 当該借地の上に、校舎(倉庫等簡易な建物を除く。)がないこと。</u></p> <p><u>イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、将来にわたり、安定して使用できること。</u></p> <p><u>(ア) 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。</u></p> <p><u>(イ) 借地の所有者が国、地方公共団体等の公共的団体であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p>

改正後	現行
<p>エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p><u>9 資格</u></p> <p><u>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</u></p> <p><u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>第2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教職員、施設及び設備等</p> <p>収容定員を変更する場合は、第1の5から<u>9</u>まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までの規定については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から<u>9</u>までの規定は準用しない。</p>	<p>エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。<u>ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教職員、施設及び設備等</p> <p>収容定員を変更する場合は、第1の5から<u>8</u>まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までの規定については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から<u>8</u>までの規定は準用しない。</p>

改正後	現行
<p>第3 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書の提出</p> <p>申請者は、様式第1号により認可申請書(以下「申請書」という。)に<u>関係書類</u>を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。</p> <p>(3) <u>審査期間等</u></p> <p>ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。</p> <p>イ <u>申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。</u></p> <p>ウ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、<u>原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定</u></p>	<p>第3 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書の提出</p> <p>申請者は、<u>認可申請書</u>(以下「申請書」という。)に別に定める書類を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。</p> <p>(3) <u>審査期間</u></p> <p>ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。</p> <p>イ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、<u>開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を</u></p>

改正後	現行
<p>し、その旨を速やかに申請者に通知する。</p> <p>2 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可  1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。  ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、<u>原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。</u></p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表1・別表2 (略)</p> <p><u>様式第1号</u>  <u>様式第2号</u> } 別紙のとおり、様式を追加</p>	<p>速やかに申請者に通知する。</p> <p>2 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可  1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。  ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとする。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表1・別表2 (略)</p>